

(発行所) (株)エルエルアイ出版

〒103-0004 東京都中央区東日本橋2-27-4 靴下会館7階

TEL 03-3868-0738 FAX 03-5809-3650

<http://www.lli-publishin.com/>



LEDの光触媒技術に関して韓国企業組合と提携

室内空気の品質は測定しなければ判断できない

平成15年、シックハウス症候群の社会問題化を受けて建築基準法が改正された。この改正によって、建築資材にはホルムアルデヒドの発散量を分類するF☆☆☆☆制度の等級が導入され、居室空間は強制換気が義務付けられるようになる。こうした対策によってシックハウス問題は沈静化した。居室空間の空気質は常に健康的な状態にあるのだろうか。全国室内環境改善事業協同組合（東京都中央区、小坂橋博幸理事長）では室内空気質を専門の検査員が測定し、化学物質が基準値以下の居室に対して検査済み証を発行している。

同組合の事業の根幹は「GS事業」と呼ばれる。これは①シックハウス症候群の原因物質として指定されている室内有害揮発性化学物質4種（ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン）の有害化学物質濃度を測定、②同組合の責任において濃度測定数値を認証して検査済み証を発行、③濃度測定数値が基準を上回る場合は化学物質発生軽減工事を実施、以上の3つの事業をGS（グリーン・スペース）事業と位置づける。測定した室内空気質が良好でなかった場合、組合員が扱う製品によって改善させる。同組合では「GS事業」の他に韓国の団体と提携して光触媒を利用したLED照明の研究開発も進めている。LED照明に光触媒加工を施し、屋外でも汚れ難くする技術なども新規事業として取り組んでいる。

専務理事・事務局長も「従来の組合というものは縦割り式の組織が多いという事実がある。しかし、当会は室内の環境改善と住宅におけるエコロジーの実現を目的として設立したものであり、室内環境の改善という共通のテーマの解決が組織としての共有物になります」と認めている。

組合設立の理由は室内化学物質の基準が確立していないことにあった。元請が「炭や珪藻土などの自然素材を使っているから安全」と消費者に訴えても客観的なデータで証明しているのではない。室内環境が本当に安全なのか正確に測定し、そのデータを消費者に提示するという発想から出発した。

室内環境を測定する検査員は同組合で養成。全国で研修会を開催し、測定技術を有する専門の「室内環境測定士」が現在95名存在する。測定方法にはスクリーニング法を採用。厚生労働省認定の簡易測定機を使用して室内の空気を吸引。その際、ガス濃度を検査する。対象とする化学物質はホルマリン、エチルベンゼン、トルエン、キシレン。これらの化学物質が濃度指定値を全て下回っていたならば、組合名義で検査済み証を発行。